

「国有林材の安定供給システムによる販売」
企画競争説明書

1 申請書の作成方法等

- (1) 本企画競争への参加を希望する者（以下、「協定希望者」という。）が共同して買い受けを希望する場合には、「国有林材の安定供給システム申請書」（以下「申請書」という。）の住所、商号又は名称及び代表者氏名欄に共同買受の代表者の情報を記載し、商号の前に（代表者）と明記すること。
また、林産物共同買受届出書を添付して、その他の共同で買い受けを希望する者を明らかにすること。
- (2) 申請書について、以下に留意の上、作成すること。
 - ア 申請する数量は、物件ごとの販売予定数量の総量とする。
 - イ 協定希望者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について事前に確認をしなければならず、申請書の提出をもってこれに同意したものとする。
 - ウ 申請書は、協定希望者の業態により記載内容が異なることに留意すること。
- (3) 申請書の添付書類は、以下に留意の上、提出すること。
 - ア 貸借対照表及び損益計算書は、直近の事業年度に係るものを添付すること。
 - イ 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3）の写し。ただし、申請者が法人の場合は、その3の3を添付すること。
 - ウ 保有する資格を証する書類は、申請書5により作成し、その資格を証する書類の写しを添付すること。
 - エ 出荷先との取引協定を証する書類は、申請書6により作成し、該当する出荷先との取引協定書の写しを添付すること。
 - オ 国有林材の安定供給システムに係る企画提案書（本説明書2を参照）を添付すること。
 - カ 木質バイオマス発電所に対して燃料となるチップ等を供給することとして申請を行う場合は、前の事項に加え、次の書類を添付すること。
 - （ア）木質バイオマス発電所との取引協定書の写し
 - （イ）希望する物件を木質バイオマス発電所に供給する場合は、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づき作成した自主行動規範（事業者認定書）
 - ケ 申請書の提出にあたり必要に応じて、図・表や参考資料等を添付すること。
- (4) 複数の者による共同申請の場合は、それぞれの添付書類を提出すること。

2 企画提案書の作成方法等

- (1) 「国有林材の安定供給システムに係る企画提案書」（以下「企画提案書」という。）は、購入を希望する物件ごとに作成すること。
- (2) 共同申請の場合は、代表者が企画提案をとりまとめて作成すること（申請者ごとの企画提案書の作成は不要とする。）。
- (3) 申請者が複数の事業形態を有する場合には、主たる事業形態を記入すること。
選択された事業の形態を取組評価点の算定において利用する。
- (4) 「価格点」の購入希望価格明細については、素材（丸太）の引渡場所に留意の上、購入希望単価を税抜きで記入すること。
なお、スギ及びヒノキにおける品等の区分及び格付、低質材Nの層積検知における長級別換算率は、別紙のとおりとする。
- (5) 「取組評価点①」の効果的な取組内容については、項目ごとに内容を具体的に記載すること。
また、具体的な販路については、システム販売物件の取引協定販売先（自社工場含む）で加工された製品等の販売先を記入すること。
なお、加工製品等の販売先が多数の場合は業態（例：製材工場・プレカット工場・ハウスメーカー等）にまとめて記載して差し支えない。
- (6) 「取組評価点②」の施設等の新規性及び政策との整合性については、申請時における取組状況について、新規性の有無にかかわらず記入すること。

- (7) 「取組評価点③」の原木や製品の生産・流通に係るコストの縮減については、本説明書2(2)で選択した主たる事業形態に係る項目欄に記入すること。
- (8) 「取組評価点④」の国有林の政策への貢献については、前年度に公売で購入した立木販売の物件数を記入すること(立木のシステム販売物件は評価対象外とする。)
- (9) 「取組評価点⑤」の地域の民有林管理への貢献については、該当する項目にそれぞれ、件数と面積等を記入すること。
- (10) 「取組評価点⑥」安全対策への取組については、休業4日以上の方働災害件数と重大災害の有無を記入すること。
- (11) 「取組評価点⑦」のクリーンウッド法における登録木材関連業者については、申請時における登録木材関連業者は登録番号と種別欄には第一種木材関連業者、第二種木材関連業者の別を記入すること。
- (12) 「取組評価点⑧」のワークライフバランス等の推進、「取組評価点⑨」の働き方改革及び「取組評価点⑩」の森林管理局長の評価については、該当する項目に○を記入すること。
- (13) 企画提案書の添付書類については、添付書類提出票の添付する書類欄に○を記入し、該当する書類を添付すること。
なお、必要とされる添付書類の提出がない場合には、評価の対象としない。
- (14) 企画提案の添付書類については、買受希望物件ごとに作成すること。
ただし、複数の買受希望物件における企画提案の内容がすべて同一である場合は、添付書類は1部の提出で差し支えない。
- (15) 本公告10(3)による「国有林材の安定供給システム販売結果報告書」等から企画提案の内容を踏まえた取組が実施されていないと判断された場合は、次回の国有林材の安定供給システムに係る企画提案書の評価において減点の対象とする場合がある。

4 申請書の無効

- (1) 製品システム販売の対象となる協定希望者等の要件を満たさない者が申請した場合又は書類に不備がある場合には、その申請は無効とする。
- (2) 同一協定希望者が同一物件に複数の申請(共同申請を含む。)を行った場合は、いずれの申請も無効とする。

5 電子媒体による申請に係る留意事項

- (1) 電子媒体による申請を行う場合は、本公告15に掲げる照会窓口まで着信確認の連絡を行うこと。
- (2) 添付データの最大容量については、電子メール1通につき6MB以下とすること。容量の関係で電子メールを分割して分割する場合は、下記事項を着信確認時に連絡すること。
ア 電子メールを分割して送信していること
イ 電子メールの送信回数

6 その他

- (1) 申請書等の作成及び提出に関する費用は、協定希望者の負担とする。
- (2) 申請書等は、返却しないものとする。
- (3) 申請書等は、審査に係る事務手続き以外の目的で使用しないものとする。
ただし、企画提案項目等の公表に係るものを除くものとする。
- (4) 申請書及び企画提案書への押印は不要とする。
ただし、協定書及び売買契約書については押印を要するものとする。

造林木スギ及び造林木ヒノキにおける品等の格付

| 長級区分 | 径級区分 | 品等 | 品質基準 |
|---------------|-----------------------|----|--|
| 2.8m上 | 14cm上 (中の素材及び大の素材) | 直 | ・品質が用材として利用する基準を満たすものであって、曲がりのない通直な素材 |
| | | 小曲 | ・品質が用材として利用する基準を満たすものであって、曲がりが10%以下の素材 |
| | | 曲 | ・品質が用材として利用する基準を満たすものであって、曲がりが20%以下の素材 |
| | | 等外 | ・品質に著しい欠点がみられるが用材として利用する基準を満たす素材又は曲がりが20%以上の素材 |
| 1.8m上 | 8cm～13cm (小の素材) | 込 | ・品質が用材として利用する基準を満たす素材 |
| 1.8m～ 2.6m | 14cm上 (中の素材及び大の素材) | | |

層積検知における実材積換算率

| 樹種 | 長級 (m) | 換算率 | 混入率 |
|-------|--------|-------|-------|
| 低質材 N | 2.0 | 0.587 | 1.000 |
| | 3.0 | 0.562 | 1.000 |
| | 4.0 | 0.523 | 1.000 |